

浜田市告示第 46 号

浜田市創業者支援資金補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市創業者支援資金補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市創業者支援資金補助金交付要綱（平成 18 年浜田市告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「(個人事業者にあつては開業後 1 年未満である者をいい、法人にあつては設立後 1 年未満である者をいう。以下同じ。)」を削る。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において次条各号に掲げる資金（以下「創業者支援資金」という。）の融資（以下「融資」という。）を受けて創業する者であること。
- (2) 個人事業者にあつては住所又は事務所を、法人にあつては本店を登記した事務所又は主たる事務所を市内に有すること。
- (3) 融資実行日において、個人事業者にあつては創業を予定し、又は創業後 1 年未満であり、法人にあつては設立後 1 年未満であること。

第 2 条第 2 項第 3 号中「又は浜田市起業等支援事業補助金交付要綱（平成 28 年浜田市告示第 17 号）」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（対象融資）

第 2 条の 2 補助の対象となる融資は、次に掲げる創業者支援資金の融資とする。

- (1) 島根県中小企業制度融資要綱（昭和 47 年島根県告示第 239 号）第 2 条第 2 号の規定による特別融資創業者支援資金
- (2) 島根県信用保証協会が行う創業者向け制度保証（市町村提携創業保証「創」を除く。）による資金
- (3) 株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業の融資制度による資金

第 4 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 2 条の 2 第 1 号及び第 2 号」に改め、同項第 2 号中「第 2 条第 1 項第 3 号」を「第 2 条の 2 第 3 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。